

○東御市緑化推進事業補助金交付要綱

平成16年4月1日

告示第95号

改正 平成21年3月23日告示第15号

平成22年4月20日告示第35号

平成26年3月31日告示第45号

(趣旨)

第1条 この告示は、快適で緑あふれる美しいまちづくりを推進するため、緑地空間の創出と緑の保全を積極的に進める団体等に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、東御市補助金等交付規則（平成16年東御市規則第37号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、公共用地又は不特定多数の人が支障なく鑑賞できる用地であり、かつ、その用地の所有者又は管理者から承諾を得ている場所に樹木若しくは花苗を植栽し、又は花壇等を設置する公共的な団体とする。

(補助対象経費等)

第3条 補助金の交付の対象となる経費及び補助率は、次の表のとおりとする。ただし、補助金の額に100円未満の端数を生じたときは、その額を切り捨てるものとする。

補助対象経費	補助率
花苗、種子、球根、苗木等植栽物	10分の10以内
土、肥料、支柱、石、ブロック、防草材等花壇資材	10分の8以内
花壇設置等に要する機械（事業実施団体の会員の所有物を除く。）の借上料	10分の5以内

2 補助金の限度額については、次の表のとおりとする。

事業の区分	補助限度額
新規事業	150,000円
継続事業	100,000円

3 前項に規定する「継続事業」とは、新規事業として補助金の交付を受けた事業について、2年目以降も継続して実施する事業をいう。

ただし、当該補助金の交付を受けた最終年度から5年を経過した事業については、この限りでない。

(補助金の交付回数)

第4条 同一団体が同一年度内に補助金の交付を受けられる回数は、2回を限度とする。ただし、同一年度内の2回目の補助金の交付は、季節ごとの花の植替え又は別の事業対象地で事業を実施する場合に限るものとする。

2 前項の規定により、同一年度内に2回の補助金を受ける団体の1年度あたりの補助金の額は、新規事業、継続事業の別を問わず、15万円を限度とする。ただし、継続事業に係るその年度の1回目の補助金の額については、10万円を限度とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、事業に着手する前に、補助金等交付申請書(様式第1号)に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業に要する経費の内訳がわかる書類
- (2) 位置図
- (3) 事業着手前の写真
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の変更)

第6条 規則第8条に規定する通知は、緑化推進事業補助金交付変更申請書(様式第2号)により行うものとする。

(完了届)

第7条 規則第13条に規定する関係書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実施に要した費用に係る領収書及び内訳書
- (2) 完了写真
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の東部町緑化推進事業補助金交付要綱（平成6年東部町告示第19号）の規定に基づきなされた決定、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成21年3月23日告示第15号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成16年度から平成20年度までの年度において、この告示による改正前の東御市緑化推進事業補助金交付要綱の規定に基づき補助金の交付を受けた事業で、当該補助金の交付を受けた最終年度から5年を経過していないものについて、引続きこの告示による改正後の東御市緑化推進事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定に基づく補助金を受けようとする場合は、新要綱第3条第2項の規定

による継続事業とみなす。

附 則（平成22年4月20日告示第35号）

（施行期日）

1 この告示は、告示の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の東御市緑化推進事業補助金交付要綱の規定に基づく様式により作成された書類は、改正後の東御市緑化推進事業補助金交付要綱の規定に基づく様式により作成されたものとみなす。

附 則（平成26年3月31日告示第45号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

補助金等交付申請書

年 月 日

(申請先) 東御市長

住所
申請者
氏名
(電話番号 — ④)

次のとおり、緑化推進事業を行いたいで、補助金を交付されるよう申請します。

事業区分	新規事業	継続事業	
事 日 業 ・ 等 内 の 容			
事 業 費 内 及 び 訳			
補 助 金 等 交 付 申 請 額	円	事業等の 実 施 時 期	月 日～ 月 日
補 算 出 金 等 の 礎			
その他	添付書類		

様式第2号(第6条関係)

緑化推進事業補助金交付変更申請書

年 月 日

(申請先)

東灘市長

申請者(住所)

氏名

印

年 月 日付け第 号で補助金交付決定のあった緑化推進事業を、次のとおり変更したいので承認してください。

1 変更内容

2 変更理由

3 事業費及び経費の内訳

変更前事業費 円

変更後事業費 円

(事業費の内訳)

4 変更後の補助金交付申請額 円

5 関係書類